



市政ニュース



市政相談委員制度を ご利用ください

自治振興課
☎775-14539
☎775-19819

市政に対する苦情があるとき、苦情を市政相談委員が受けて、公正・中立的な立場で処理します。行政の制度に問題がある場合は、市に改善や是正を促す制度です。

▼申し立てできる人 市政に対する苦情で、直接利害のある人(原因になった事実があった日から1年以内のものに限る)

▼手続き 市役所、各支所・出張所、主な公共施設にある「苦情申立書」に記入して、郵送または直接自治振興課(市役所4階、〒362-18501本町3-1-1)か各支所・出張所へ

市長へのはがき あなたの声を市政に

自治振興課
☎775-14539
☎775-19819

市民の皆さんから寄せられる多くの意見をできるだけ市政に取り入れ、皆さんと共に「心のふれあい、

やさしさを大切にした活力ある豊かな上尾」をつくりたいと願っています。市に対して感じていることや、望むことなどを「市長へのはがき」でお聞かせください。

昨年度は、333件の貴重な意見を頂きました。意見の内訳は、健康・福祉・医療関係が47件、環境・安全・みどりに関するものが101件、保険・年金・税・証明関係が5件、まちづくり・基盤整備関係が24件、教育・文化・スポーツ関係が86件、産業・経済関係が3件、救急・消防関係が2件、行財政・窓口接遇に関するものが26件、その他が39件でした。このうち、市ホームページを利用して電子メールで送られたものは132件でした。

「市長へのはがき」は、総合案内窓口(市役所1階)や各支所・出張所、図書館、市民体育館、上尾市文化センター、上尾市コミュニティセンター、イコス上尾に設置しています。

都市計画に関する公聴会開催

まちづくり計画課
☎775-17629
☎775-19872

県が決定する都市計画の案を作成するにあたり、住民の皆さんから意見を頂くため、公聴会を開催します。▼とき 8月5日(月)午後3時～

▼ところ 上尾市役所7階大会議室
▼内容 「上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」「上尾都市計画区域区分の変更」の公聴・公述

都市計画変更(原案)の閲覧

▼閲覧期間 7月2日(火)～17日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼閲覧場所 埼玉県都市計画課、上尾市まちづくり計画課、伊奈町都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所
公述(公聴会で意見を述べること)の申し出
▼対象 上尾市または伊奈町に住所を有する個人か法人
▼提出期限 7月17日(水)必着
※直接の場合は午後5時15分までです。

▼提出方法 閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、直接か郵送で上尾市まちづくり計画課(〒362-18501本町3-1-1)、伊奈町都市計画課(〒362-18517伊奈町大字小室9433)または埼玉県都市計画課(〒330-19301さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ ※埼玉県電子申請サービスによる提出もできます。詳しくは埼玉県都市計画課ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)

site/toshikeikakunosinyoku)をご覧ください。

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。

※公述人一人当たりの公述時間は、おおむね10分以内です。

※公述の申し出がない場合は、公聴会は中止となります。傍聴を希望する人は、7月29日(月)以降に、上尾市まちづくり計画課または伊奈町都市計画課にお問い合わせください。

問い合わせ

埼玉県都市計画課(☎830-5341)、上尾市まちづくり計画課(☎775-17629)、伊奈町都市計画課(☎721-2111(代))

「上尾市緊急医療情報キット」の配布対象者を拡大します

消防本部警防課
☎775-11312
☎775-12230

単身高齢者と重度の障害のある人を対象に配布している「上尾市緊急医療情報キット」の配布対象者を拡大し、65歳以上の人と障害のある人で希望する人にも配布します。

「上尾市緊急医療情報キット」は、万一の災害や急病に備え、医療情報を記入した用紙を筒状の容器に入れて、家庭にある冷蔵庫に収納し、緊急の場合に役立つためのものです。配布は1世帯1個で、無料で配



布します。

▼対象 市内に住所があり、配布を希望する65歳以上の人と障害のある人
▼申し込み 65歳以上の人は本人確認ができる物(運転免許証・保険証など)、障害のある人は交付されている障害者手帳を用意し、直接各消防署・分署、高齢介護課(市役所2階③番窓口)、障害福祉課(市役所2階①番窓口)、各支所・出張所へ
※申し込みは7月1日(月)からです。

▼問い合わせ

●65歳以上の人

↓消防本部警防課(☎775-1131 2・☎775-12230)、高齢介護課(☎775-124・☎776-18872)

●障害のある人

↓障害福祉課(☎775-1512 2・☎776-18872)

市の公共施設と小・中学校、JR上尾・北上尾駅周辺は

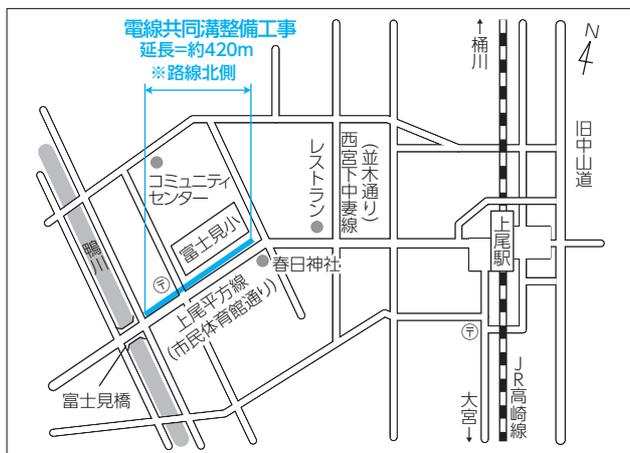
終日
禁煙
です。



上尾平方線の電線共同溝整備
工事が始まります

道路整備課 ☎775-9049
☎775-9906

9月(予定)から上尾平方線(市民体育館通り)の電線地中化に伴う電線共同溝整備工事が始まります。今年度は地震による電柱の倒壊などの自然災害に対する道路防災機能を強化することを目的に、春日神社前から鴨川までの約420m区間(左図参照)で、路線の北側部分に電線共同溝を整備します。工事期間中は、安全対策など十分に配慮しながら整備を進めますので、ご協力をお願いします。



私立幼稚園

就園奨励費補助金の申請

⇒教育委員会総務課(☎775-9469・☎776-2250)

▶対象 市に住民登録があり、私立幼稚園に通園している次の①か②の幼児がいる世帯 ①満3歳児/平成22年4月2日~平成23年4月1日生まれで満3歳に達した後、私立幼稚園に入園した幼児②3~5歳児/平成19年4月2日~平成22年4月1日生まれの幼児

※申請用紙は、すでに各幼稚園を經由して配布しています。まだ申請用紙が届かない世帯は教育委員会総務課に連絡してください。

※所得状況により補助金額、補助金の交付可否を決定します。



市町村職員採用 合同説明会

⇒彩の国さいたまづくり広域連合人材開発部
(☎664-6681・☎664-6667・http://www.hitozukuri.or.jp/navi/event/)

地方分権時代を担う人材を確保することを目的に「市町村職員採用合同説明会」を開催します。

自治体ごとに設置するブースでは、自治体の特色や本年度の職員採用試験の状況、仕事の内容などを、直接各自治体の人事担当者から聞くことができます。

▶とき 7月17日(水)午後1~6時(入場は5時まで)

▶ところ さいたまスーパーアリーナコミュニティアリーナ

▶対象 市町村職員を志望する人

▶参加費 無料

▶申し込み 当日、直接会場へ



節電にご協力ください

↓環境政策課(☎775-6925・FAX775-9927)

市では冷房需要の高い7～9月の使用電力の削減を市内各施設で行います。また節電は電気料金の節約もできますので、昨年に引き続いて各家庭でも無理のない範囲で節電へのご協力をお願いします。



家庭で実践できる節電対策を一部紹介しますので、ご活用ください。

始めよう節電対策

- **室内で過ごすときの節電**
エアコンの温度は28度を目安に、すだれやよしずなどを上手に活用しましょう。グリーンカーテンも効果があります(市の奨励金制度あり)。あまり暑くない時は、扇風機を使いエアコンの使用は控えましょう。
- **冷蔵庫の節電**
扉の開け閉めは短く・少なくし、詰め込み過ぎに注意しましょう。省エネ型冷蔵庫への買い換えも効果的です。
- **照明の節電**
人のいない所は照明を消すなど小まめに消灯しましょう。
- **テレビの節電**
省エネモードを活用し、見ない時は主電源を切ることで待機電力を減らしましょう(コラム参照)。
- **トイレの節電**
夏は暖房便座のスイッチを切るか、少なくともふたは閉めておきましょう。

コラム 待機電力

電気製品を使っていないのに消費される電力で、テレビのスイッチをリモコンで切った場合などは、主電源は切れずに待機電力が使われています。消費電力自体は少ないですが、主電源を切ることで、電気料金を節約することができます。

市制施行55周年記念

第40回あげお産業祭

第3回キラリ☆あげお ご当地グルメ祭り出店者募集



⇒キラリ☆あげおご当地グルメ祭り実行委員会
(商工課内、☎777-4441・☎775-5024)

市内の食材を取り入れた料理を模擬店で提供し、市民に上尾のグルメの魅力を紹介してみませんか。当日は来場者に1食につき投票券を1枚配布して、お気に入りの「グルメ」に投票してもらい上位の出店者を表彰します。

- ▶とき 11月9日(土)午前10時～午後3時30分
 - ▶ところ ゆりが丘公園
 - ▶対象 市内で営業している店か市内に在住か在勤または在学の人で構成された団体
 - ▶募集店数 10組(審査の上決定)
 - ▶出店規格 1テント(1.5間(2.7m)×2間(3.6m))
 - ▶出店料 5千円(共益費分)
 - ▶申し込み 所定の申込用紙(上尾商工会議所<二ツ宮750>または商工課<プラザ22内>)にある。市ホームページまたは上尾商工会議所ホームページ<☎http://www.ageocci.or.jp/>からダウンロードも可)に必要事項を記入して、8月9日(金)までに直接キラリ☆あげおご当地グルメ祭り実行委員会(商工課内)へ
- ※詳しくは、開催要領(市ホームページまたは上尾商工会議所ホームページにある)をご覧ください。

毎年、およそ30カ国が参加する「あげおワールドフェア」を、10月14日(祝)に上尾市文化センターで開催します。

この催しの企画・運営のボランティアスタッフ、またワールドフェアに出展する個人、団体を募集します。対象は国際交流やイベントの企画に興味のある人、国際的な活動をしていて活動紹介や広報に興味のある人です。外国語が話せなくても問題ありません。

第21回あげおワールドフェア スタッフ・参加者募集

AGA事務局 ☎780-24468
☎775-9819
office@aga-world.com

▼申し込み 直接か電話、ファクスまたはメールで上尾市国際交流協会(AGA)事務局(市役所第三別館1階、月・木・金曜日午前10時～午後4時)へ

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

↓ 保険年金課高齢者医療担当 ☎775-5125
(市役所1階10番窓口) ☎775-9827

保険料額納入通知書を 7月中旬に郵送

後期高齢者医療保険料は、毎年住民税額の確定後に、被保険者本人と世帯主の収入に応じて算定します(本算定)。平成25年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は7月中旬に郵送します。

保険料は、全ての被保険者に掛かります。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割」(年間4万1,860円)と、所得に応じて負担する「所得割」(所得割率8・25割)の合計で計算します。均等割額と所得割率は、原則として県内は均一です。年間の保険料の限度額は55万円、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

年金天引きから口座振替へ変更できます

後期高齢者医療保険料が年金天引き(特別徴収)されている人と、これから年金天引きが開始される人は、支払い方法を口座振替に変更できます(年金天引きを希望する場合は、

手続き不要)。

※「年金天引き」「口座振替」のどちらでも、支払う保険料額は同じです。

■変更手続き

①後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書②口座振替依頼書①②とも保険年金課にある。郵送で取り寄せも可)に必要事項を記入の上、保険証、預(貯)金通帳、口座届け出印を用意して、保険年金課(市役所1階10番窓口)へ

■留意点

●年金天引きの場合は、保険料が年金受給者自身の社会保険料控除になります。口座振替の場合は、口座振替で支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。●変更手続きをしてから、年金天引きを中止するまでには3、4カ月かかります。

●支払い方法を口座振替に変更した



後、残高不足などにより引き落としができなかった場合は、年金天引きに戻すことがあります。

新しい保険証は 7月下旬に郵送

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(木)に更新になりますので、新しい保険証を7月下旬に郵送します。記載内容(住所、氏名など)と裏面の注意事項を確認してください。

有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。この割合は、世帯状況と平成24年中の市・県民税の課税標準額に応じて判定します(表1参照)。

現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定基準が設けられています(表2参照)。該当する場合、医療機関などで受診するときの窓口負担割合が1割になりますので、①後期高齢者医療被保険者証(保険証)②公的年金以外の収入がある人は、確定申告書の写しなど収入の分かる物を用意して、保険年金課へ申請してください。

【表2】後期高齢者医療制度・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の 収入額の合計)	負担割合
被保険者が2人以上	各被保険者の収入額合計が 520万円未満	1割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70~74歳の人がいる)	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満	

【表1】負担割合を判定する所得基準

区分	市・県民税 課税標準額	医療機関の 窓口負担
一般所得者・ 低所得者	145万円未満	1割
現役並み 所得者	145万円以上	3割

※一般所得者は住民税課税世帯、低所得者は住民税非課税世帯です。
※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。



国民健康保険加入者の皆さんへ

↓ 保険年金課 国保資格・課税担当 ☎ 775-5136
(市役所1階8番窓口) ☎ 775-9827

新しい高齢受給者証(藤色)を7月下旬に郵送

国民健康保険(国保)高齢受給者証(藤色)は、8月1日(木)に更新になりますので、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた高齢受給者証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

国保加入者は、70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人)は誕生日から75歳の誕生日の前日まで、医療機関などで受診するときの窓口負担割合が高齢受給者証を提示することで、1割(平成26年3月31日までは据え置き)または3割負担になります。負担割合を判定する所得基準は後期高齢者医療制度と同様です(8ページ表1参照)。負担割合の判定は、同一世帯に属する70〜74歳の国保加入者の所得を基に行うため、同一世帯の人は同じ負担割合になります。※75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入することになります。

■負担割合の再判定

現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定基準が設けられています(左表参照)。

【表】国保・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の 収入額の合計)	負担割合
70〜74歳の国保加入者が2人以上	該当者の収入合計が520万円未満	1割負担(平成26年3月31日までは据え置き)
70〜74歳の国保加入者が1人	383万円未満	
70〜74歳の国保加入者が1人、かつ同一世帯内に後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入者がいる	後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入者を含めた収入合計が520万円未満	

該当する人は、①国保被保険者証(保険証)②国保高齢受給者証③公的年金以外の収入がある人は、確定申告書の写しなど収入の分かる物を用意して、保険年金課へ申請してください。

同一世帯内の70歳以上の人が国保に加入・脱退したときや、所得額の変更があったときは、負担割合をさかのぼって変更することがあります。※医療機関にかかるときは、保険証と高齢受給者証を提示してください。

年金天引きから口座振替へ変更できます

国民健康保険料が年金天引き(特別徴収)されている人と、これから年金天引きされる人(7月上旬に発送する納税通知書で確認してください)は、支払い方法を口座振替に変更できます(年金天引きを希望する場合は、手続き不要)。

※「年金天引き」「口座振替」のどちらでも、支払う保険料額は同じです。

■変更手続き

①特別徴収中止申出書②口座振替依頼書(①②とも保険年金課にある。郵送で取り寄せも可)に必要な事項を記入の上、国保保険証、預(貯)金通帳、口座届け出印を用意して、保険年金課(市役所1階8番窓口)へ。

■留意点

●年金天引きの場合は、保険料が年金受給者自身の社会保険料控除になりますが、口座振替の場合は、口座振替で支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。

●変更手続きをしてから、年金天引きを中止するまでには3、4カ月かかります。

●支払い方法を口座振替に変更した後、残高不足などにより引き落としができなかった場合は、年金天引きに戻すことがあります。

■制度改正

二人世帯で、一人が後期高齢者医療制度へ移行し、もう一人が国保に残った世帯(特定世帯)になる人は、5年間世帯別平等割額の2分の1を軽減する現在の制度に加え、移行後6〜8年目に世帯別平等割額の4分の1が軽減されることになりました。

また国保税には、一定所得以下の世帯に掛かる税額を軽減する制度があります。その軽減判定において、国保から後期高齢者医療制度へ移行した特定同一世帯所属者の所得を含め算定を行う措置が恒久化されました。

■国保税の減免制度

災害その他特別な事情で国保税が納められなくなった場合は、減免申請制度もありますのでご相談ください。



介護保険 65歳以上の皆さんへ

高齢介護課
☎775-5127
☎776-8872

7月上旬に介護保険料 納入通知書を郵送

第1号被保険者(65歳以上)へ「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。

平成25年度中に65歳を迎え、老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金の受給が6月以降に始まる人は、平成26年2月までは普通徴収(納付書(コンビニでの納付可)か口座振替)で納付し、平成26年4月以降に年金天引き(特別徴収)が始まります(図1参照)。

第2号被保険者(40~64歳)は加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっています(図2参照)。

介護保険料Q&A

Q 保険料は、なぜ納めなければならないのですか？

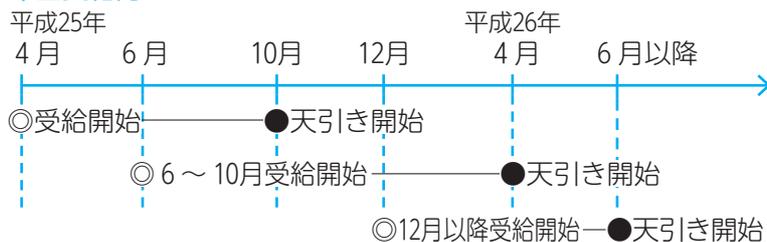
A 介護保険制度では、40歳以上の全ての方が保険料を納めることになっています。皆さんが負担する保険料で介護保険事業を運営していま

【図1】年金天引き(特別徴収)の開始時期

年金(年額18万円以上)の受給開始が4月の人は、10月から介護保険料の年金天引きが開始されます。年金の受給開始が6・8・10月の人は平成26年4月から、12月以降の人は平成26年6月以降から天引き開始になります。

※受給手続き時期により、下記のとおりにならない場合があります。

年金支給月



【図2】介護保険料の納付方法

第1号被保険者の保険料は高齢介護課へ、第2号被保険者の保険料は加入している健康保険へ直接問い合わせてください。



す。介護が必要になったときに安心して利用するためにも保険料の納付は大切です。保険料を滞納すると介護サービス利用の際に、給付を制限することがありますので、注意してください。

Q 年金天引きになっていますが、4・6月の保険料はどのように決まるのですか？

A 保険料決定前の期間を仮徴収期間とし、基本的に2月と同額を天引きし、7月の保険料決定後に年額を8月以降の期間で調整します。

Q 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

A 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。後期高齢者医療保険料とは仕組みが異なりますので、注意してください。

保険料の納付相談

介護保険料の納付で困ったときは、高齢介護課(市役所2階③番窓口)へ相談してください。

東日本大震災で他地域に避難している住民の皆さんの特定健康診査・後期高齢者健診

保険年金課管理担当 ☎775-5136
高齢者医療担当 ☎775-5125
☎775-9827

宮城県の一部の市町村では、東日本大震災により避難している人も避難先で「特定健診」「後期高齢者健診」を受けることができます。

▼対象 国民健康保険か後期高齢者医療制度の加入者で、次の市町村から住民票を異動しないで他地域に避難している人
仙台市、石巻市、気仙沼市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町

▼受診期間 平成26年3月31日(月)まで

▼手続き ①避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をする ②避難元の市町村から、受診券、健診実施機関一覧表、昨年度の健診結果が送付される ③健診実施機関一覧表に掲載されている健診機関に予約する

▼検査内容 特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査、血液検査など

※詳細な健診項目(心電図・眼底検査・貧血検査)は医師が必要と認めた場合に行います。



※市町村で独自に追加している項目やがん検診などは除きます。

▼問い合わせ 国民健康保険加入者は保険年金課管理担当、後期高齢者医療保険加入者は高齢者医療担当へ

児童扶養手当の申請・ひとり親家庭等医療費の助成

こども支援課

☎775-5120
☎774-5342

●児童扶養手当

父または母と生計を別にしていて児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

▼対象 おおむね次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの児童(一定の障害がある児童の場合は20歳未満まで)を養育している父または母もしくは養育者で公的年金を受給していない人(所得制限など一定の要件あり)／①父母が離婚した②父または母が死亡した③父または母が重度の障害の状態にある④父または母に1年以上遺棄されている⑤父または母が裁判所からDV保護命令を受けた⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている⑦母が婚姻によらず出産した

▼支給額 下表のとおり

●ひとり親家庭等医療費
医療費の一部を支給することで、

【表】支給額(月額)

児童数	全部支給	一部支給
1人	4万1,430円	4万1,420円～9,780円
2人	4万6,430円	(4万1,420円～9,780円)+5千円
3人以上	1人につき3千円を加算	

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための制度です。

▼対象 次のいずれかに該当する人(所得制限や年齢要件などあり)／①児童扶養手当受給資格者(前記、児童扶養手当欄を参照)②①以外のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と児童

▼助成額 入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額

※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の申請に必要な書類は、申請する人の状況によって異なります。事前にこども支援課(市役所2階⑤番窓口)へ問い合わせてください。

市制施行55周年記念

第45回記念 上尾市美術展覧会 作品募集

⇨生涯学習課(☎775-9496・☎776-2250)

10月22日(火)～27日(日)に、上尾市コミュニティセンター、市民ギャラリーで行われる「市制施行55周年記念 第45回記念上尾市美術展覧会(市展)」に出品する作品を募集します。全部門とも作品は未発表のものに限ります。

▶募集部門 日本画、洋画、立体造形、工芸、書、写真の6部門

▶応募資格 ①市内に在住か在勤、または在学の15歳以上の人②市内の美術団体に所属している人

▶作品の規格・点数 日本画／6号以上60号以内で額装。軸物は表装する(仮巻は不可)。1人2点以内 洋画／8号以上F30号以内(版画は33×24㎝以上)で額装(水彩、版画、パステルなどこれに準じる作品、15号以下の油彩はアクリル板可)。1人2点以内 立体造形／手動可能で1平方センチあたり300g以内の重量とする。屋外展示作品も可。1人2点以内 工芸／壁面作品は高さ1.5×幅1.2以内、立体作品は縦、横、奥行とも50㎝以内とする(手芸、民芸品、押し花、ちぎり絵などを除く)。1人2点以内。着物、帯など(仕立てる場合は仮縫い)は必ず種木または衣桁を用意し、付属品にも必ず名前を付けること 書／小画仙半切(縦)を使用(それ以外の場合は仕上がりの寸法は横70㎝以

内)し、表装する(仮巻は不可)。釈文(指定の用紙)を楷書で作品の裏面に貼り付ける。1人2点以内 写真／モノクローム、カラープリントとも半切以上全紙まで。木製パネル張りまたは額装とする。組写真は一つのテーマを1枚の木製パネルにまとめ、全体の大きさが60×90㎝以内とする。1人2点以内

※各部門ともガラス額装は使用不可とします。

▶申し込み 9月2日(月)～20日(金)午後5時までに所定の出品申込書(生涯学習課(市役所7階)、各支所・出張所、公民館にある。市ホームページからダウンロード可)を、直接か郵送またはファクスで生涯学習課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※ファクスの場合は送信後、必ず生涯学習課へ電話で受信されたことを確認してください。

▶搬入 10月19日(土)午前9時30分～午後3時に、直接上尾市コミュニティセンター(書の部だけ市民ギャラリー)へ ※作品は、すぐに展示できるようひもを付け、作品裏面右上に所定の出品票を貼り付けて、預かり証、領収書、出品手数料(1点につき千円、高校生以下は500円)を添えて搬入してください。



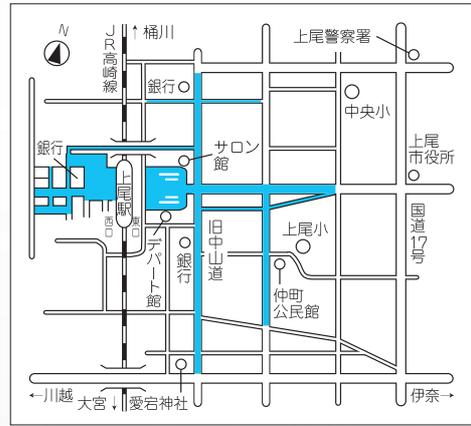
上尾夏まつり

7月13日(土)
14日(日)



響き渡るおはやしと
熱気渦巻く瞬間を
肌で感じに行こう！

⇒上尾夏まつり実行委員会
(上尾商工会議所内、☎773-3111・☎775-9090)



- 交通規制区域
- 東口周辺
14日(日)正午～午後9時30分
 - 西口周辺
14日(日)午後6時45分～8時45分

上尾夏まつり実行委員会では、毎年恒例の「上尾夏まつり」を開催します。13日は町内の神輿の渡御、14日は正午から左図の交通規制区域内で、8町内の神輿の渡御、山車・引き太鼓などを行います。

▼とき 7月13日(土)・14日(日)

▼ところ JR上尾駅周辺

どろいんきょ

平方祇園祭

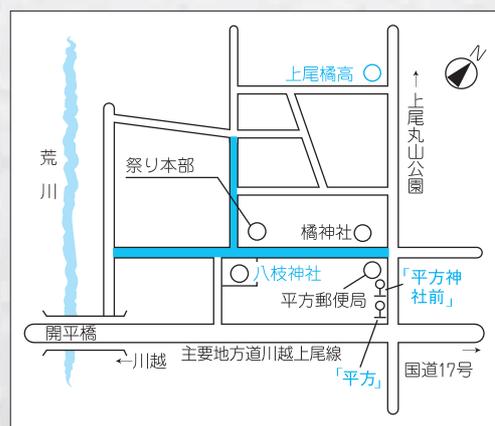
7月14日(日)

県指定無形民俗文化財



神輿を転がして
泥だらけにする
珍しい祭りだよ

⇒生涯学習課(☎775-9496・☎776-2250)



▶交通
JR上尾駅西口から、市内循環バス「ぐるっとくん」「平方循環」「東西循環」で「平方神社前」バス下車、または東武バス平方方面行で「平方」バス下車
※県立上尾橋高校の駐車場が臨時駐車場になります。

「平方祇園祭のどろいんきょ行事(平方のどろいんきょ)」は、平方上宿地区で悪疫退散・五穀豊穡を祈願して、白木造りの「いんきょ神輿」を若衆たちが担ぎ回って民家の庭などで転がし、水をまいてどろどろになりながら激しくもみ合う勇壮な祭りです。

▼とき 7月14日(日)午後1時～7時30分

▼ところ 八枝神社(平方)周辺

■交通規制区域(開催時間内)
※区域内は歩行者優先です。



上尾の熱い夏

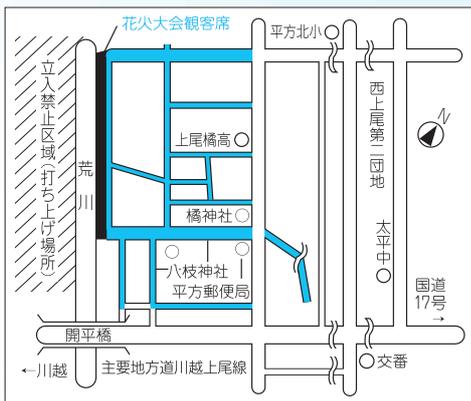
市制施行55周年記念

第18回

あげお花火大会

8月3日(土)

⇒あげお花火大会実行委員会
(市観光協会内、TEL775-5917・FAX775-5024)



交通規制区域(午後5時30分～)

※JR上尾駅西口から会場付近まで、午後4時から臨時バス(有料)を随時運行します。
※当日会場付近では交通規制を行いますので、注意してください。

あげお花火大会実行委員会では、ことしも夏の夜の風物詩「あげお花火大会」を盛大に開催します。夜空を華やかに彩る花火を見ながら、夏の思い出をつくりませんか？
▼とき 8月3日(土)午後7時～
※雨天の場合は10日(土)です。
▼ところ 平方地区の荒川河川敷(開平橋からリバーサイドフェニックスゴルフ場周辺)



県内でも
最大規模を誇る
約1万発の花火を
見に来てね

花火・火遊びによる火災の防止

⇒消防本部予防課 (TEL775-1314・FAX775-2230)

●花火は楽しく安全に

夏の夜空をきれいに彩る花火。子どもから大人まで皆さんで楽しめる季節になりました。火災などの災害や事故が起こらないよう次の点に注意して、夏の楽しい思い出にしましょう。

- ① 子どもだけで花火をさせない
- ② 風の強い時は花火をしない
- ③ 燃えやすい物が付近になく、広い安全な場所を選ぶ
- ④ 後始末用の水バケツを用意する

●火遊びによる火災の防止

子どもの火遊びによる火災は、人目に付かない場所で発生することが多く、発見が遅れると火災が大きくなる場合があります。火遊びによる火災が起こらないよう、大人が次のような点に注意を払い、子どもの年齢に応じた指導をしましょう。

- ① 子どもだけで火を取り扱わせない
- ② 火遊びをしているのを見掛けたら注意する
- ③ライターなどを子どもの手の届く所に置かず、触らせない環境をつくる

熱中症に気をつけましょう

⇒健康推進課 (TEL774-1411・FAX776-7355)

気温が35度を超えると熱中症とみられる症状で救急搬送される人が急増します。7月の関東甲信越地方の気温は、平年並みまたは平年よりも高いと予報されています。

家の中でじっとしていても、室温や湿度が高いために、熱中症になる場合がありますので注意が必要です。熱中症予防は水分の小まめな補給が効果的です。喉が渇いていなくても、小まめに水分を取りましょう。水分補給の目安は、日中は1時間に1回コップ2分の1杯(100^{ミリ}ℓ)程度、入浴前後・起床時・就寝時はコップ1杯(200^{ミリ}ℓ)程度です。

激しい運動や作業などで多量に汗をかいた時は、水分と共に塩分を含む飲料を取りましょう。体調によって水分・塩分摂取に不安がある人は、医者と相談してください。